第明治三二十種五郵年便三月物三十認一可日

平成２３年（再イ）第２４号
仙台市青葉区上愛子字平治18番地の40　アン・ファミーユ202
再生債務者　辻　　俊輔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月７日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第３号
宮城県登米市津山町柳津字町283番地
再生債務者　東澤　　徹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月７日　仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（再イ）第４５号
茨城県牛久市下根町1056番地11
再生債務者　岩崎　　裕
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月７日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２３年（再イ）第５号
茨城県守谷市久保ケ丘４丁目７番地７
再生債務者　大谷　直人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月７日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２３年（再イ）第８号
茨城県龍ケ崎市藤ケ丘１丁目13番地７
再生債務者　大塚　正紘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月７日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２２年（再イ）第２７号
富山県砺波市深江１丁目219番地　レオパレスパストラル砺波Ⅱ104号室
再生債務者　井上　恵助
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月７日　富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（再イ）第１３号
福井県敦賀市津内町１丁目８番５号
再生債務者　吉川　　孝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月７日
福井地方裁判所敦賀支部再生係

平成２３年（再イ）第３号
岐阜県大垣市南若森町248番地４
再生債務者　松本　京子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月７日　岐阜地方裁判所大垣支部

平成２３年（再イ）第５号
岐阜県大垣市今宿６丁目52番地18　ソピア・フラッツ　1013号
再生債務者　於久田英俊
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月７日　岐阜地方裁判所大垣支部

平成２３年（再イ）第５号
静岡県沼津市西島町18番52号
再生債務者　鈴木　正臣
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月７日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（再イ）第９号
愛知県一宮市北小渕字田島3134番地２
再生債務者　都築　重行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月７日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（再イ）第２０号
兵庫県尼崎市丸島町20番地
再生債務者　織田　佳秀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月７日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２２年（再イ）第９２号
和歌山市布施屋607番地の１　ライオンズマンションリバーサイド布施屋714
再生債務者　森　亜希子（旧姓南部）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月７日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（再イ）第６号
茨城県守谷市久保ケ丘４丁目７番地７
再生債務者　大谷　公実
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月７日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２２年（再イ）第１１４号
滋賀県甲賀市水口町山3938番地35
再生債務者　堀井　　彰
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月７日
大津地方裁判所民事部再生係

独立行政法人酒類総合研究所の役員の任命

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第３項の規定に基づき、独立行政法人酒類総合研究所の役員を任命したので、同条第４項の規定に基づき公表する。
平成 23 年６月 20 日
独立行政法人酒類総合研究所
理事長　木崎　康造
中井　　進
独立行政法人酒類総合研究所理事に任命する。（平成23年４月１日）

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社公告第４号
平成23年７月24日に執行するさいたま都市計画事業浦和東部第二特定土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿を縦覧に供したが、縦覧に供した選挙人名簿に異議の申出がなかったので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第１項の規定に基づき、公告する。
また、この選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同条第４項の規定に基づき、公告する。
平成 23 年６月 20 日
独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社
地域支社長　渡辺　輝明
記
1　宅地の所有者が選挙すべき委員の数　15人
2　宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数　１人